

豊橋市教育委員会定例会会議録

令和3年4月20日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

山西正泰 教育長

渡辺嘉郎 委員

内浦有美 委員

豊橋市教育委員会

令和3年4月20日(火)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員を参集す。

出席委員

山西正泰 教育長、内浦有美 委員、渡辺嘉郎 委員、
中島美奈子 委員、西島豊 委員

説明のため出席した職員

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 豊橋市教育委員会事務局 | 種井直樹 | 教育部長 |
| | 浅倉淳志 | 教育政策課長 |
| | 中村三木也 | 学校教育課長 |
| | 野中知加子 | 保健給食課長 |
| | 石川和志 | 生涯学習課長 |
| | 河合俊夫 | 科学教育センター長 |
| | 小林久彦 | 美術博物館長 |
| | 岩瀬彰利 | 図書館主幹学芸員 |

議 事 日 程

3月定例会会議録の承認

1 議案

議案第22号 委員の解嘱について

議案第23号 委員の委嘱について

議案第24号 豊橋市指定有形文化財等の指定について

2 協議事項

(1) 総合教育会議における協議事項(案)について(非公開)

(2) 持続可能な中学校部活動運営の実現について(非公開)

3 報告事項

(1) とよはし版GIGAスクール構想ガイドブックについて

(2) 令和3年度ブラジル連邦共和国パラナヴァイ市との教育交流について

(3) 民営公営プールを活用した水泳授業について(非公開)

4 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会4月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、渡辺委員と内浦委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「3月定例会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、ご質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。

議案第22号「委員の解嘱について」と、議案第23号「委員の委嘱について」は、関連していますので一括して事務局から説明してください。

■生涯学習課長、図書館主幹学芸員 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

特にないようですので、議案第22号及び第23号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第22号及び第23号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第24号「豊橋市指定有形文化財等の指定について」、事務局から説明してください。

■美術博物館長 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

有形文化財と民俗文化財の違いは何ですか。

(美術博物館長)

有形文化財は、例えば著名な画家の絵画などですが、民俗文化財は、生活文化の特色を示すものなどになります。今回は、歴史をたどる上で貴重な祭礼行事の様子が絵馬に描かれているため、民俗文化財に分類しております。

(渡辺委員)

要するに、絵そのものが素晴らしい場合は有形文化財であり、今回のように内容が素晴らしい場合には民俗文化財になるということですね。

(美術博物館長)

はい。

(教育長)

公開はしていく予定ですか。

(美術博物館長)

絵馬は大きさの関係で難しいですが、それ以外の文化財は、美術博物館にて展示していきたいと考えております。

(渡辺委員)

絵馬も非常に素晴らしいものなので、ぜひ公開を検討してほしいと思います。
いいものは宣伝すべきです。

(教育長)

今後は、県・国の指定となる可能性がありますか。

(美術博物館長)

県に報告はしておりますので、審査を経て段階的に上がっていく可能性はあります。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第24号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に、「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)及び(2)ですが、これらの案件は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

異議もございませんので非公開で行います。

それでは、協議事項(1)「総合教育会議における協議事項(案)について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

次に、協議事項（２）「持続可能な中学校部活動運営の実現について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

それでは、次に、「日程第３ 報告事項」に移ります。

報告事項（１）「とよはし版G I G Aスクール構想ガイドブックについて」を事務局から説明してください。

■学校教育課長 説明

（教育長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

（渡辺委員）

新型コロナウイルス感染症のまん延に備え、オンライン授業の準備を進めるべきです。不登校の対策のひとつにもなると思います。

（学校教育課長）

タブレットの運用上の問題を洗い出し、解決しながら早急に準備を進めていきたいと思えます。

（教育長）

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

次に、報告事項（２）「令和３年度ブラジル連邦共和国パラナヴァイ市との教育交流について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 説明

（教育長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

特にないようですので、

次に、報告事項（３）ですが、この案件は、豊橋市において今後、調整・検

討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

異議もございませんので非公開で行います。

それでは、報告事項(3)「民営公営プールを活用した水泳授業について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

次に、「日程第4 定例会の日程等について」です。事務局から説明をしてください。

■教育政策課長 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。
ありがとうございました。

午後 4 時 40 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員